

## 議案第 55 号

### 北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和元年 8 月 28 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

### 北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 26 号中「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改め、同号ア中「第 30 条第 1 項各号」を「第 35 条第 1 項各号」に改め、同項第 27 号中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、同項第 28 号中「第 36 条第 1 項」を「第 41 条第 1 項」に改め、同号ア中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に改め、同項中第 81 号を第 82 号とし、第 47 号から第 80 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 46 号の次に次の 1 号を加える。

- (47) 建築基準法第 87 条の 3 第 5 項の規定による用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可を申請する場合の手数料の額  
許可申請 1 件につき 120,000 円

第 2 条第 4 項中「第 1 項第 51 号」を「第 1 項第 52 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「前条第 1 項第 51 号」を「前条第 1 項第 52 号」に改める。

第 5 条第 8 項中「第 2 条第 1 項第 52 号から第 81 号まで」を「第 2 条第 1 項第 53 号から第 82 号まで」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（同項中第81号を第82号とし、第47号から第80号までを1号ずつ繰り下げ、第46号の次に次の1号を加える部分を除く。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。